

「商品登録一覧表」「個別商品登録シート」作成の手引き（改訂後）

「販売業務委託契約書」第3条（対象製品）2項

「乙は、所定の様式により取り扱う製品の原材料・形状・保存方法・写真等の内容、販売条件などを甲に届け出るものとし、また変更があった場合は速やかに変更届を提出する。」

所定の様式とは、「商品登録一覧表」（様式3号）及び「個別商品登録シート」（様式4号）です。

「商品登録一覧表」の記入要領

1 事業所コード・事業所名

送付書等に事業所名が記載されていれば、空欄でもかまいません。

2 商品コード

空欄にしてください。（共同受注センターが一連の番号として付番します）

3 商品名

大文字・小文字、スペースの有無に注意し、正確な商品名を記入してください。

4 大分類・中分類

「商品登録一覧表」のシートとともに「分類コード表」のシートがあります。

コード表を参照して、大分類・中分類にコードを入力すると、分類名が表示されます。

5 J A Nコード

J A Nコードは必須です。必ず入力してください。

6 単位名

個、箱、袋など、呼称を直接入力してください。

7 委託販売標準仕入単価、直接販売標準仕入単価（消費税抜きの価格） ☆ご確認ください。

(1) 仕入本体価格は、共同受注センターが事業所から仕入れる価格です。

また、売上本体価格は、共同受注センターが販売先に販売する価格（卸価格でもある）です。

(2) 共同受注センターの仕入本体価格には、委託販売標準仕入単価と直接販売標準仕入単価の2種類があります。

(3) 委託販売標準仕入単価は売上本体価格の80%、直接販売標準仕入単価は売上本体価格の70%で設定しています。

(4) いずれの単価も標準単価ですので、事業所の諸事情でこれにより難い場合は、当協議会と事業所の間で協議のうえ、仕入単価を設定することになります。

(5) 既存の商品販売先であるイオンスーパー、ななっく、ツルハ、マイヤ等で販売する場合の仕入単価は、現行の手数料率、仕入値引き率を適用させていただきます。

直接販売（買取制）とは

小売業者が自ら仕入れ量を決め、商品をメーカーや問屋などから買取り、販売する仕組みのことをいう。

この制度においては、売り手が買い手に商品を引き渡した時点でその商品の所有権が移る。買い手は、保管など商品に関わる責任を負うことになる。

委託販売（消化仕入）とは

商品の生産者や卸業者が、自社で扱っている商品の販売を小売業者（販売受託者）に委託し、実際の販売量に応じて手数料を支払う販売方法のことをいう。

小売業者にとっては、売れ残った商品は返品すれば済むので、リスクはそれだけ小さくなる。委託販売には売り値の下限を指定する「指値売買」と、市況に合わせ小売業者（販売受託者）に任せる「成行売買」がある。

「個別商品登録シート」の記入要領

[食品]

1 記入日

個別商品登録シートの記入日を入力してください。

2 商品名

大文字・小文字、スペースの有無に注意し、正確な商品名を記入してください。

3 事業所名

製造事業所名を入力してください。

4 所在地

製造事業所の所在地を入力してください。

5 価格

本体価格、税込価格をそれぞれ入力してください。

6 内容量

入り数、グラム数、包材サイズなどを入力してください。

7 単位からP L保険加入までの欄

商品の内容に応じて、それぞれ記入してください。

8 説明・特徴 (P R)

製造過程、形状、味など、P Rしたいことなどを記入してください。

9 販売場所

常設の売場で販売している場合は、店舗名を記入してください。

10 原材料 (食品表示法、J A S法、食品衛生法に基づく表示)

食品の原材料表示ラベルなどに基づいて記入してください。

11 栄養表示

移行経過措置期間は可能であれば入力してください。

12 アレルギー表示

含まれるアレルゲン (特定原材料7品目) について○をつけてください。

13 写真

パッケージの外観と商品の中身がわかる写真を貼り付けてください。写真の現物 (電子ファイル. jpeg) も提出してください。

[雑貨]

〔食品〕と同様の手順で記入してください。

「個別商品登録シート」を基に編集して、「いわてはーとふる図鑑」のWebサイト商品欄に登録されます